

特別企画：公益通報者保護制度に関する神奈川県内企業の意識調査

## 公益通報の窓口を設置・検討している企業は 25.4%

### ～ 公益通報者保護制度の浸透、道半ば ～

中古車販売大手による保険金不正請求や、雇用調整助成金の不正受給など、コンプライアンス違反が外部からの指摘を受けて発覚する事件が目立っている。こうした企業では、事情を知っている社内の従業員などが早くから声をあげれば被害を抑制できたケースが多い。

そのため、刑事罰や過料の対象となる法令違反について内部または外部に通報（以下、「公益通報」）した従業員等を解雇などの不利益な取扱いから保護する目的で作られた消費者庁が所管する公益通報者保護法がある。2020年6月の改正では、公益通報の受付窓口の設置など、対応体制の整備が求められるようになった。

改正した同法が2022年6月に施行されて1年以上が経過しているなか、大手企業であっても十分に対応できていない実態が社会全体で注目されている。



そこで、帝国データバンク横浜支店は、公益通報者保護制度に関する企業の見解について調査した。本調査は、TDB 景気動向調査 2023年10月調査とともに行った。

※ 調査期間は2023年10月18日～31日、調査対象は神奈川県企業1,302社で、有効回答企業数は577社（回答率44.3%）

#### 調査結果（要旨）

1. 改正公益通報者保護法に関して、「内容を理解し、対応している」企業は9.5%にとどまり、「言葉も知らない」（20.5%）は2割にのぼった
2. 『公益通報の窓口を設置および検討している』企業は25.4%だった
3. 設置のきっかけは、「社内のコンプライアンス強化」（81.6%）が8割超（複数回答）
4. 設置の効果は、「経営上のリスクの未然防止・早期発見」が68.0%でトップ（複数回答）
5. 設置しない理由、「窓口がなくても法令違反などの問題があれば社内で共有される」（50.6%）が半数を超えた（複数回答）

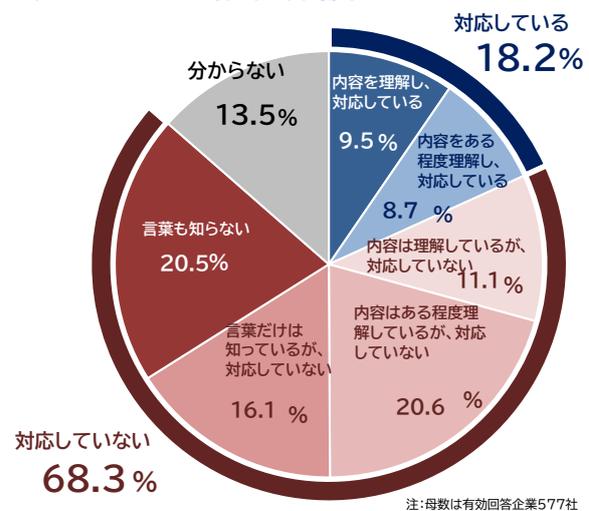
## 1.改正公益通報者保護法について、内容を理解し、対応している企業 9.5%にとどまる

2022年6月に施行した改正公益通報者保護法に関して、自社の理解や対応状況について尋ねたところ、内容を一定程度理解したうえで『対応している』企業は18.2%となった。その内訳は「内容を理解し、対応している」が9.5%、「内容をある程度理解し、対応している」が8.7%だった。

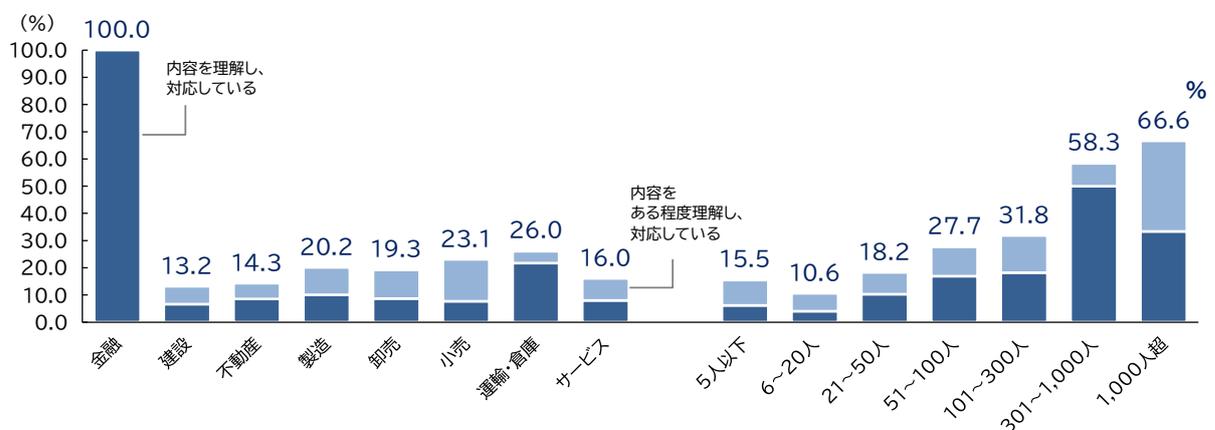
他方、『対応していない』<sup>1</sup>は68.3%となり、とりわけ「言葉も知らない」(20.5%)企業は2割にのぼった。

『対応している』企業を業界別にみると、『金融』(100.0%)のほか、『運輸・倉庫』(26.0%)や、『小売』(23.1%)、『製造』(20.2%)が2割台で続いた。また、従業員数別にみると、「1,000人超」(66.6%)の企業で7割近く、「301~1,000人」(58.3%)の企業で6割弱となったが、規模が小さくなるにつれ、概ねその割合は低下している。企業からも「従業員数が少ないため経営陣が常に接していただけるため、異常が見受けられれば直ぐに対処できる体制ができている」(その他サービス)といった声が聞かれた。

### ■改正公益通報者保護法への対応状況



### 『対応している』割合 ～業界別・従業員数別～



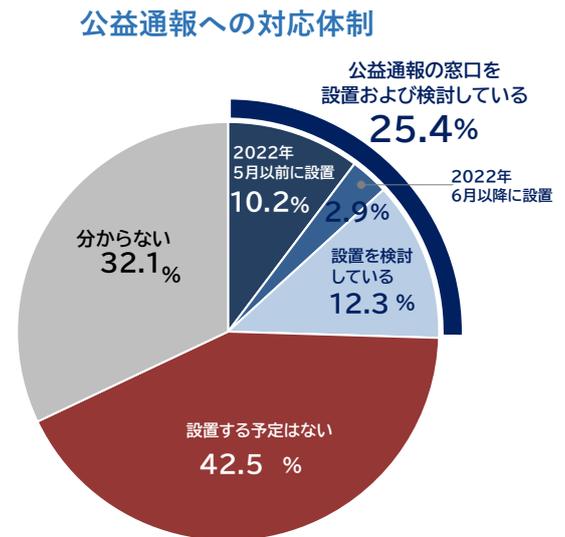
<sup>1</sup> 『対応していない』は「内容は理解しているが、対応していない」と「内容はある程度理解しているが、対応していない」、「言葉だけは知っているが、対応していない」、「言葉も知らない」の合計

## 2. 公益通報の窓口を設置および検討している企業は 25.4%で 4 社に 1 社

自社における従業員等からの公益通報への対応体制について尋ねたところ、改正公益通報者保護法が施行される前の「2022年5月以前に公益通報の受付窓口を設置している」企業は10.2%だった。

また、改正法の施行後となる「2022年6月以降に公益通報の受付窓口を設置している」企業は2.9%にとどまり、「公益通報の受付窓口の設置を検討している」企業は12.3%だった。これらを合計すると『公益通報の窓口を設置および検討している』企業は25.4%で、4社に1社の割合となった。

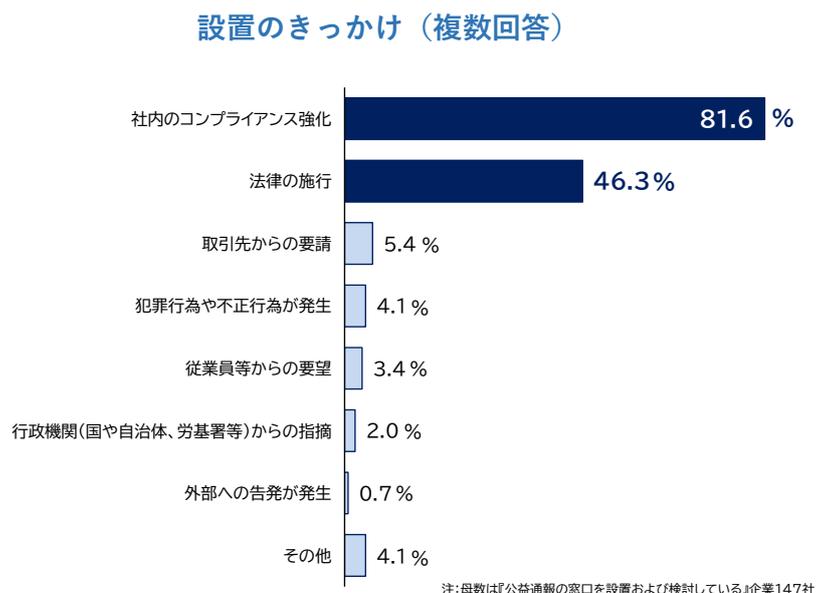
他方、「従業員が数名のため必要性を感じない」（化学品卸売）といった声にもあるように、4割を超える企業で公益通報の受付窓口を「設置する予定はない」（42.5%）と考えていた。



## 3. 企業の8割は、社内のコンプライアンスの強化をきっかけに公益通報の窓口を設置

『公益通報の窓口を設置および検討している』企業に対して、設置したまたは設置を検討するきっかけについて尋ねたところ、「社内のコンプライアンス強化」が81.6%（複数回答、以下同）と、8割にのぼり、「法律の施行」（46.3%）がこれに続いた。

以下、「取引先からの要請」（5.4%）や「犯罪行為や不正行為が発生」（4.1%）のほか、親会社や自社の所属するグループの方針で設置しているといった声も複数寄せられた。



#### 4. 設置効果は、「経営上のリスクの未然防止・早期発見」が7割近くでトップ

『公益通報の窓口を設置および検討している』企業に対して、設置による効果について尋ねたところ、現場のリスク管理強化を含む「経営上のリスクの未然防止・早期発見」が68.0%でトップとなった（複数回答、以下同）。次いで、

「法律上の義務を遵守できる」（63.3%）、「従業員が安心して通報ができる」（51.7%）が5割台で続いた。

他方、「通報が少なく、特に効果を感じていない」（6.8%）とする企業も一定数存在した。

また規模別にみると、「大企業」は「中小企業」より、リスクの未然防止や従業員が安心して通報できることに対して、効果を実感している様子がうかがえた。

#### 設置の効果（複数回答）

|   | 全体                              | 企業規模 (%) |      |      |
|---|---------------------------------|----------|------|------|
|   |                                 | 大企業      | 中小企業 |      |
|   |                                 |          |      |      |
| 1 | 経営上のリスクの未然防止・早期発見               | 68.0     | 85.7 | 63.9 |
| 2 | 法律上の義務を遵守できる                    | 63.3     | 60.7 | 63.9 |
| 3 | 従業員が安心して通報ができる                  | 51.7     | 60.7 | 49.6 |
| 4 | 消費者や株主、取引先など、幅広いステークホルダーからの信頼獲得 | 18.4     | 21.4 | 17.6 |
| 5 | 外部（行政機関、マスコミ等）への告発が一定程度制限される    | 5.4      | 14.3 | 3.4  |
| 6 | 通報が増えて、職員が疑心暗鬼になり、職場環境が悪化した     | 0.0      | 0.0  | 0.0  |
|   | 通報が少なく、特に効果を感じていない              | 6.8      | 7.1  | 6.7  |
|   | その他                             | 1.4      | 0.0  | 1.7  |

注1: 網掛けは企業規模の比較で割合が5ポイント以上高い方を示す

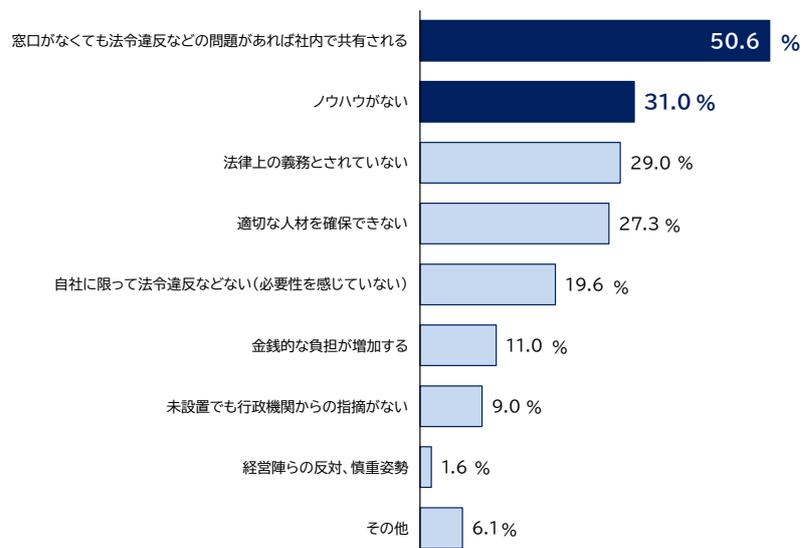
注2: 母数は『公益通報の窓口を設置および検討している』企業147社

#### 5. 設置しない理由、「窓口がなくても法令違反などの問題があれば社内で共有される」が半数超

公益通報の受付窓口を「設置する予定はない」企業に対して、設置しない理由について尋ねたところ、「窓口がなくても法令違反などの問題があれば社内で共有される」（50.6%）が半数を超えた（複数回答、以下同）。

企業からも、「家族経営の会社なので不要」（不動産）などの意見が多数あげられている。以下、「ノウハウがない」（31.0%）に続いて「法律上の義務とされていない」（29.0%）、「適切な人材を確保できない」（27.3%）が2割台となった。

#### 設置しない理由（複数回答）



注: 母数は公益通報の受付窓口を「設置する予定はない」企業245社

## まとめ

本調査の結果、公益通報者保護制度について、内容を理解し対応している企業が1割程度にとどまったのに対し、言葉も知らない企業は2割にのぼった。また、社内のコンプライアンス強化を中心に公益通報の窓口を設置・検討する企業が4社に1社となる一方で、4割を超える企業で設置を予定していないことが判明した。

設置企業の多くは「経営上のリスクの未然防止・早期発見」や「従業員が安心して通報ができる」などの効果を実感しているが、同制度は大企業が対象で中小企業は必要ないと考える企業が多く、「どういうものなのか把握できていないし、把握する重要性を感じていない」（建設）といった声も聞かれる。国や行政からの積極的な主旨の説明や情報提供、啓蒙活動が必要といえるだろう。

### 【 内容に関する問い合わせ先 】

(株) 帝国データバンク 横浜支店 情報部

篠塚 悟

TEL 045-641-0380 FAX 045-641-2555

E-mail satoru.shinozuka@mail.tdb.co.jp

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。